

2016九州現地調査 有明から水俣へ



「2016年ミナマタ現地調査全体会」津奈木文化センターにて

目次

2016九州現地調査 有明から水俣へ	
情勢を反映して充実した現地調査に!!	2
ミナマタ・有明海を結ぶ九州現地調査に参加して	3
3日間の「水俣現地調査」	4
ほっとはうすの君たちは輝いていた	4
アスベスト被害認定(川崎)と勝訴(埼玉)	
アスベスト被害川崎市建築局職員が公務災害認定	6
埼玉教員アスベスト訴訟(さいたま地裁)勝訴	8
JNEP情報	9
活動日誌	9
ネモやんの福島便り	10

- 2016九州現地調査 有明から水俣へ -

情勢を反映して充実した現地調査に！！

九州現地調査団団長 尾崎俊之



尾崎俊之弁護士

1. 今年の九州現地調査は、

① 有明で、長崎地裁が潮受堤防の開門を前提としない漁業対策に国が基金を拠出する方向での和解協議を進めるという状況の中で、新農水大臣が佐賀に来るという日に、

② 水俣で、2018年秋結審、2019年3月判決が予想されるという情勢下で、東京から全行程18名が、1日目佐賀から合流の2名を加えた20名と2～3日目の水俣現地のみ合流1名、計21名の参加で取り组まれました。

2. 8月26日の第1日目。今まで入ったことのない長崎市に入り、平和祈念像、原爆資料館の見学ができたことは、核なき平和な世界の実現に向けた決意を高める力になりました。

3. 長崎から一路諫早湾潮受堤防へ。待っていてくれた漁民の平方さんから説明を聞いて、湾内の汚染された水が海側に放出されながら、海水は湾内に入れられていないことを知り、一同愕然とする。その後すぐに山本農水大臣と漁民側の意見交換会の会場であるニューオータニ佐賀へ向かいました。

4. 農水大臣との意見交換会は、その実、漁民と弁護団が一方的に要請をする形で行われ、漁民からは開門しないままでは有明海の再生があり得ないことが、口々に語られ、弁護団からは、農水省が開門をしない前提で行ってきたこれまでの様々な対策はいずれも金ばかり使ったが、

ほとんど漁業の回復の役には立っていないことが示されました。またこれまで8か月の和解協議において、開門を前提としない方策についての新たな提案の機会を与えていたが、これ以上の案が示せないなら、開門を前提とした和解協議に入るしかないと迫りました。

農水大臣は、その場では態度を明らかにしませんでしたでしたが、終了後の記者会見で、開門を前提としない和解協議の継続を言うのみでした。

5. 27日の第2日目。水俣へ向かう途中、熊本県益城町に寄り、熊本大震災の激震被害の状況を車中から見る事ができました。一同、未だに、想像以上の被害が残っていることに衝撃を受けました。

6. 水俣現地調査は、弁護士を除いて一行は、胎児性小児性疾患の支援施設“ほっとはうす”に行き、胎児性の患者さん達と交流する事ができました。患者さんの生の声は、参加した方の感想文に出ていますので、ここでは中味にはふれません。

7. 28日の第3日目。「2016年ミナマタ現地調査全体会」は、サブタイトル「水俣病被害者救済を求める国民的運動を呼びかける」の下に、津奈木文化センターにて開催されました。

現調団からは、福島を代表して坂井聡さんが、団を代表して私がそれぞれ連帯のあいさつをしました。

記念講演は、前日、有明弁護団長として農水大臣に迫った馬奈木昭雄弁護士により「水俣病60年から何を学ぶか」という演題で行われました。

国はミナマタでも福島でも、事実を隠そうとする。これと闘うためには、常に事実を明らかにするということを徹底的にやって行かなくてはならないと強調されました。

闘いがこれから正念場を迎える、ミナマタ・フクシマで「裁判上」も、「運動」の中でも、「事実を明らかにすること」が闘いのポイントとならずです。

今回の現調参加者が、それぞれの周囲に経験したことを語り、運動が国民的に広がるよう努めようではありませんか。

ミナマタ・有明海を結ぶ九州現地調査に参加して

東京公害患者と家族の会 大越 稔秋

今夏、実現した水俣病や有明海干拓事業による海と漁業被害、益城町震災被害実態等を自分の目で確かめるべく参加した九州の旅はちょっと気の重いものでした。

飛行機からは潮受け堤防に分断された緑地・調整池と死の海と化した諫早の青い海が見えました。その美しい風景からは、農民と漁民が来る日も来る日も生活を賭けたたたかいを続けていることを現実のものとして受け止められませんか。

交流の場では「潜っても死貝しかいない」と淡々と語りかける日焼け顔の漁民の顔をただ眺める者であってはいけないと「わたしも頑張ります」と言って手を握り締めていました。私の気持ちとは裏腹に、その日、4県漁民代表の訴えを上の方で聞いて席を立った新農相の能面が印象的でした。

また、熊本地震で壊滅的被害を受けた益城町を訪れ、今なお殆ど復興の手が届かず瓦礫と化した町に呆然とし、国の無策にここでも怒り心頭でした。

実は50年前に、ベトナム戦争の最中、益城町の高台に高夕原(たかゆうばる)軍事空港(現在の熊本空港)が建設されるのに反対する住民組織を支援するために、篠つく雨の中、三里塚空港反対農民の寄せ書き・連帯テープを届けたものでした。その軍事基地巡りが私たちの新婚旅行でした。

水俣では、20年前に水俣病患者を病室に見舞った際に「四六時中頭の中でセミがいない」と言われた言葉が今も忘れられません。



長崎へ



熊本地震の被災地へ

水俣協立病院の屋上から見たチッソ水俣工場で気になったことがあります。風速5mの中でブルドーザーが敷地内の土壌掘削を行っていました。恐らくその土壌は水銀や重金属汚染土の筈で、周辺へ粉じんを飛散させ、雨が降れば水質を汚染させることなのでしょう。それらによる人への危害が心配になりました。

チッソは、工場内外の有機水銀等の汚泥の再恒久処理を義務づけられているようですが、水銀ヘドロ処理面積は、東京ドームの32倍に上るといわれます。私たちは、東京で日本化学工業が不法投棄した約200箇所のクロム鉱滓(東京ドームの23倍)の恒久処理対策を実施させるのに55億円(企業負担)、10年余かかりました。現地に即した地震・津波にも安全な処理工法による水銀ヘドロ・汚染土の恒久対策を実施させることが必要と痛感しました。

水俣でも、有明でも、福島でも、東京でも国と加害企業がぐるになって、公害・汚染と被害隠しに躍起になっているのは、洋の東西を問わず悲しい現実です。しかし、今回の九州行きでは、被害者が被害の発掘と訴訟を次づぎと支援者とともにいき、また、胎児・小児性水俣病患者が利用する「ほっとうす」を立ち上げるなど、命と生業、自然を取り戻すたたかいを逞しく進めている人々と心を交わすことができ、自らの生き方を再生することとなりました。

3日間の「ミナマタ現地調査」

東京公害患者と家族の会 田島高則

初日。8/26(金)、山本新農水大臣との意見交換会に参加。有明海周辺の漁民・市民に現地調査団21名が合流。四漁協の代表、民進、共産の国会議員、弁護団がそれぞれ「ギロチン」の開門を訴えました。

大臣は意見が言えず、検討しますと席を立ちました。

胎児性とは母親のお腹にいる時に水俣病になる赤ちゃん。生まれて七年しないと立てない。「こんにちは、良くおいで下さいました。私は「〇〇〇〇」ですと言われても、ワーワーワーと聞こえるだけ。先生の通訳を通しての交流。話を聞いて涙が流れるだけでした。

多くの赤ちゃんが死産や流産で生命を失う中で、この七人は生き抜いて、生き抜いて天寿を全うします。

本にはさむ葉を患者と先生に手伝って貰い、参加者全員で作りました。手製の紙袋としおりをお土産に「ほっとはうす」をあとにしました。

夜、交流会。ミナマタ関係者と支援者のつどい。東京、大島さんの司会で盛り上がり、最後の団結ガンバロー三唱は、まれにみる気合の入った、見事なものになりました。

三日目。8/28(日)、水俣病解決総決起集会に参加しました。東京、福島、新潟、関西、現地関係者の合同大集会。スライドと馬奈木弁護団長の講演で学習。闘う決意を新たにしました。

ほっとはうすの君たちは輝いていた

土田絹子

幸運にも”ミナマタ・有明を結ぶ九州現地調査(8/26~28)”という旅に参加することができました。

長崎について、有明海諫早湾潮受堤防へ行きました。いわゆるギロチンの刃が海中に落下のその場面ですが、想像とは裏腹に湾の真ん中に一本の道路が真直に通っていました。この広い湾(海)をまっ二つに分けていたのです。

現地の漁師さんから詳しい説明を受けました。開門の判決が確定したにも係わらず開門せず、内海に当る干拓側は死の海と化し、何とそのヘドロ化したものを潮の流れを利用して時々こっそりと外海へ流す為の開門をやっているというのです。お蔭で外海も汚されてのりの養殖等に影響が出てきてる。このままでは死の海が広がるだけ。『どうして開門しないのか』と漁師さん達の叫び声が聞こえてきました。

その後、農水大臣との意見交換会にも立ち会うことができました。長崎、熊本、佐賀の漁師さん達から、二枚貝が、あさがり、たいらぎが車エビが獲れなくなったと悲痛な声が次々にあがりました。

開門なくして有明の再生なしと訴えていました。

湾での説明の中で話になったことが思い出されました。一度国が始めたことは辞めることは難しい。この干拓のことも、明治時代から変わらない、辞められない部類のものだと。だとするならば、私達にできることは、生命の宝庫である海を死なせるな、もう愚かなことは辞めよう。海を守ることにこそ知恵を出し合おうと大きな声をあげることだと思います。

その力は海が、自然が教えてくれる(仁比議員の弁)。

次の日は水俣です。東京の参加者は「ほっとうす」を訪問しました。ここは胎児性小児性水俣病患者さん達が多く、ここで働き、集い、交流するところです。お話が始まるまでの間、書道教室を覗かせてもらいました。皆さん嫌な顔もせず、最初からワキアアイとして接して下さり、目を向ければ車イスに座った男性が不自由と見える手ですいすいと訪れた女性の顔を描き、優しい絵が出来上がります。感激した彼女はすぐに映して！と絵を真ん中にして2人でツーショットです。私はトイレのそばに立っていたんですが、車イスを自分で動かしてトイレに入ろうとする男性と目が合い、ドアをあけようかとしたら、キッパリと自分で出来るからという意志が車イスごと飛んできました。道を開けるだけでよかったんです。すぐ後で判ったんですが、絵を描いていた人が半永一光さんで、トイレの前の意志の強い人が松永幸一郎さん。二人ともこの「ほっとうす」の重要人物でした。

加藤タケ子施設長のお話は「ここから皆さんは宝物を、生きる力を持って帰られると思います」と優しい語り口の中にも確信に満ちた力強さがありました。一言で加藤さんの強さも伝わってきました。

前に並んだ「ほっとうす」の面々の自己紹介から始まりました。必死の自己紹介に全員が集中し、途中で加藤さんの助言もあり、耳だけじゃなく心で聞くようにしたら判ってきたんです。一人一人の生きざまを加藤さんが写真パネル等を使ってフォローして下さったんですが、お一人お一人の生きざまに泣いたり笑ったり、泣くのはダメだと必死でこらえて聞いていました。

金子雄二さん

まだ歩けてた時、その歩き方を笑ったひとにケンカを挑んでいたエピソードやとにかくカッコ良い人です。見せられる写真のタキシード姿もバッチリでした。

松永幸一郎さん

トイレの前で出会った彼です。この「ほっとうす」にもマウンテンバイクでカッコ良く通っていたとのこと。写真パネルには得意満面の笑顔がありました。今は車イスですが活動的なのは変わらないらしく、車イスで国会前の抗議行動に行ったというから恐れ入りました。

長井勇さん

「僕の宝物は12歳で小学校に入学できたこと」その時のうれしそうな写真がありました。車イスを足代わりにどこへでも出かける行動力の持主。そういえば、私達が到着した時ちょうど出かける長井さんに出くわしたのです。現在は家族と離れて希望していた自立生活を「おるげ・のあ」で成し遂げています。

鬼塚勇治さん

愛嬌のある顔、クルクル回る目で私達の葉の作成を見守り、手伝ってくれました。加藤さんの説明によると、書道の達人でもあるとのこと。

半永一光さん

最初に似顔絵を描いて下さった方でした。写真が大好きなカメラマンで自己紹介の時から常にカメラを回し交流の場を撮っていました。カメラにも押し易い工夫がされていて半永さんのカメラが自由に回っているようでした。

加賀田清子さん

ほっとうすの仲間みんなのお姉さんの存在で、車イスの今も立てるようになってみんなの車イスを押したいとリハビリに励んでいらっしゃるとのこと。還暦を祝う会でのドレス姿は誇らしく映り、またドレスを着たいと思っただけで嬉しいそうです。なにしろ、震えるような感動を受けて9月になった今も夢の中にいるようです。「ほっとうす」の皆さんに君たちは輝いているかい!って問いかけられて、まさに宝物を渡されたんですから。



ほっとうすにて

アスベスト被害 川崎市建築局職員が公務災害認定

弁護士 篠原義仁

1 平成25年(2013)3月24日に川崎市建築局職員(主幹、建築対策室長経験の幹部職員)が死亡し、相続人間の遺産分割協議が整わず、同年10月にその遺産分割協議の調停事件を担当することとなった。

その調停手続の過程で、その幹部職員は昭和23年から昭和57年まで(そのうち、住宅供給公社に派遣され、同公社も昭和60年3月末で退職)建築畑一筋に勤務し、住宅課時代は市営住宅の新築、建替業務に、営繕第1課、第2課時代には、川崎市立の主に小中学校の新築、建替業務に、そして、再び住宅課、街区建築課で建物建替業務に従事し、退職後30年余を経過して、平成25年2月に呼吸困難に襲われ、同年2月14日に初診、そして、3月14日に死亡したという経緯を知った。病名を尋ねたところ、「中皮腫」と診断されたということであった。

そこで、遺産分割協議は、代理人となり進めることとし、他方、「中皮腫」に係る公務災害については、相続人本人に認定申請を進めてもらうこととし、私の方では援助、協力するとして認定申請実務、地方公務員災害補償基金川崎支部への申入、交渉には極力協力して、認定作業のお手伝いをする事となった。

その公務災害の認定請求は、諸資料の収集等の準備手続を経て、平成26年9月12日にこれを行い、平成28年4月8日に至り、公務災害の認定を受けるに至った。

以下、その報告をする次第である。

2 平成26年7月9日に公務災害申請用の診断書を取るところとなったが、その記載は、次のようになっていた。

問診所見としては「労作時呼吸困難と咳嗽」が認められ、検査所見としては「右胸水貯留。胸膜肥厚。CTガイド下胸膜生検で悪性胸膜中皮腫」と所見され、傷病名は「悪性胸膜中皮腫」と診断された。

災害発生日は「不詳」で、症状、治療の経過としては診断日が2月14日で、「平成25年2月18日から2月20日まで入院し、胸水の検査を行い、悪性胸水が疑われた。平成25年2月27日再入院し、CTガイド下胸膜生検を行って、悪性胸膜中皮腫と診断した。高齢であるため胸水トレーナーで緩和的に治療した」が、「3月24日に永眠した」というものである。

すなわち、建築現場での業務に長年従事したのち、退職し、長期間経過した時点で高齢発症し(但し、発症時期は不明)、自覚症状を訴えて治療を開始したが、初診時からみて極めて短期のうちに死亡するに至った事例となっている。

そして、診断書は「石綿の曝露歴があれば、本症と関連があると考えられる」と発症原因を記載し、アスベスト被害を示唆した。

3 これをうけて、アスベストの曝露歴、すなわち職歴が問題となるということで、しかし、申請人(相続人)は、被災者(被相続人)が川崎市の建築局に長年勤めていたことは知っていたものの、詳しい職歴は知らず、その職歴のなかで建築現場や建築解体現場でアスベストに曝露されていたか全くわからず、建築局の元幹部であったことを基礎に川崎市当局にその職歴紹介を行った。

その職歴は、さすが行政というか、昭和23年以降の職歴(経歴)が明示され、同年以降昭和45年までの間、「市営住宅及び分譲住宅の建築工事の設計、施行、監督業務」、「計画建売住宅」や「住宅地区改良事業」とか、「学校建築工事」の「設計、施行、監督業務」を行い、各種建築現場の業務に従事していたことが把握されるところとなった。

また、昭和45年から昭和48年については、学校の営繕や住宅の建設業務に関わっていたことまでは抽象的に把握できたが、設計、施行、監督業務といった具体的な業務内容の把握は、川崎市当局の調査でも不明ということであった。

昭和48年以降の業務は、デスクワーク中心なのか、現場業務に関わったのか、詳細は不明で、但し、市街地再開発事業、旧防災建築街区造成法関連の業務、川崎市耐火建築助成業務等に関わったことまでは把握できたが、それ以上の詳細は不明であった。

4 以上をふまえて、川崎市基金支部と交渉を進め、被災者は、市の職員で通常の社会生活、日常生活でアスベストに曝露される環境にはなく、従って、前述した職歴のなかで、すなわち建築現場の業務に従事したなかで、アスベストに曝露した以外にその曝露歴は考えようもなく、従って、速やかに公務災害の認定を行うこと、あるいは、それ以上具体的な曝露歴を要求するのであれば、基金支部として川崎市建築局(現在はまちづくり局)に調査依頼し、川崎市として、川崎市の市営住宅の建築年度(建替を含む)、市立学校の建築年度(同)については、調査可能であり、それと被災者の職歴を対応させ、具体的に建築現場を特定し、アスベスト曝露の可能性を照合すべきであると要請するところとなった。

そうして、その後、基金支部に対し、その調査はどうなった、どうなったとつめつづけてきたが、1年余たった(この間の基金支部の回答は「詳細は言えないが、本部にあげて意見調整中」「稟議にあげているところ」というもの)、平成28年4月8日、「災害発生年月日 平成25年2月18日」「傷病名 悪性胸膜中皮腫」ということで、「公務上の災害」として認定通知を行うところとなった。

市営住宅及び小中学校校舎の建築に当り、設計、施工、監督業務で建築現場に立合った市職員が、認定申請後、約1年半の審査を経て、公務災害の認定を受けるに至ったものである。



埼玉教員アスベスト訴訟(さいたま地裁) 勝訴 「故 四條 昇さんの公務災害認定を求める会」 事務局長 角田 道郎

(1) 埼玉県戸田市の公立小学校教員であった故四條 昇氏(以下「昇氏」)が2007(平成19)年5月にアスベスト粉じんばく露を原因とする中皮腫で亡くなったことに対し、遺族である妻・四條延子氏が、昇氏の死亡が戸田市立喜沢小学校における公務の遂行に際してアスベスト粉じんばく露したことに基づくものであるとして、地方公務員災害補償基金(以下「基金」)に公務災害申請を行ったところ、喜沢小学校にアスベストが存在したことを直接示す証拠(公的資料)はないとの理由で認められませんでした。

本訴訟は、「基金」に対し、この公務外災害認定処分の取消を求めたものです。

(2) 1987年当時の喜沢小を知る元教職員・児童らには、当時の児童らがモップの柄や傘を使って階段室天井に穴を開け、そこからアスベストが飛散していた確かな記憶があります。私たちが裁判にまで突き動かしているのはただ一点、アスベストが「あった」のに「なかった」とされることへの憤り、更には、今後増大することが予想される児童・教職員の学校アスベスト被害救済への道を開くことです。

(3) 判決(本年7月20日、志田原信三裁判長)は、喜沢小の階段室天井におけるアスベストの存在を直接示す証拠はないとしたものの、アスベストが存在していたことを推認させる複数の書証(戸田市教組情宣「つつみね」と日本共産党地域広報紙「民主戸田」の、喜沢小階段室天井にあったアスベストを1987年夏に除去した、とする市教委回答の記載)と証言(元児童・同僚ら)を採用し、これらの証拠により、当時「階段室天井にはアスベストが存在していたものと認めるのが相当」とし、更に昇氏が長期間・日常的にアスベストにばく露していたこと、他の場所でのアスベストばく露はなかったことから、公務災害と認め、原告側の完全な勝利となりました。(4) 本判決は、公立学校教員のアスベスト被害において、全国で初めて、公務上の災害であると判決において認めたものであり、学校現場で広く施工されていた吹付けアスベスト等の飛散性の高いアスベスト建材からの被害の適切な救済に向け、大きな意義を持つものと言えます。(5) 戸田市はこれまで「喜沢小にアスベストは存在しなかった」と主張し(平成19年6月市議会での教育部長答弁等)、「学校アスベストパニック」が起こった1987年5月の文部省(当時)アスベスト調査には「該当なし(存在しない)」と回答していました。

「ない」(戸田市)としたものが「あった」(裁判所)のは何故か? その文部省調査では、吹付けアスベストが多用された廊下、放送室等が調査箇所から除外され、かつその対象も3商品のアスベストに限られる、という極めて不十分な調査でした。その結果、アスベストが存在したにもかかわらず文部省調査では漏れて「不存在」とされたものが、本判決では文部省調査以外のその他の証拠(上記(3))から(それも公的証拠がない中で)その存在が認定されている点が特に重要です。文部省と戸田市のアスベストの管理が当時いかにズサンなものであったか、ということを経験者が公式に認定したことは、四條さんの公務災害認定を越える大きな問題が図らずも新たに浮上してきた訳で、行政に不都合なことは自ら「ない」と言えば真実が隠されてしまうことの恐ろしさを痛感しないではいられません。(6) 被告「基金」は不当にも8月3日付けで控訴してきました。本事件は規模・影響が極めて大きいので控訴は想定されたことですが、一審を更に補強・強化するべく原告・原告弁護団・支援の会は一致団結して二審へ臨み、奮闘します。



勝訴を喜ぶ教員アスベスト原告・弁護団・支援者のみなさん

JNEP情報(9月)

四国電力、伊方原発3号を再稼働

四国電力は伊方原発3号（設備容量89万kW）を8月12日に再稼働させ、9月7日から営業運転に入ったと発表した。伊方原発は愛媛県佐田岬半島の付け根にあり、国内有数の活断層である中央構造線断層帯の影響が懸念されている。また、伊方原発3号はMOX燃料を使用している。

四国電力は旧型の伊方原発1号については廃止決定した。一方、同じ愛媛県にある西条石炭火力発電所のリプレースを計画している。

東京都、汚染土壌の上の築地市場移転予定地に土盛りせず

深刻な土壌汚染が発覚しながら築地市場移転予定になっている元東京ガス豊洲事業所跡地について、主要5棟下で汚染度を表面2m掘削し、盛り土をする計画だったが、盛り土はせず空洞になっていることが判明した。

国内原発で強度不足の可能性のある鋼材使用

フランス原子力規制当局が「強度不足の疑い」で点検を指示している日本鋳鍛鋼製造の鋼材について、日本国内でも稼働中の九州電力川内原発1・2号を含む13基の圧力容器に使用されていることが判明した。使用している原発は東京電力福島第二2・4号、北陸電力志賀1号、関西電力高浜2号、同大飯1・2号、日本原電敦賀2号、四国電力伊方2号、九州電力玄海2～4号、同川内1・2号。

アメリカ、中国がパリ協定批准

パリ協定を、アメリカと中国が批准した。パリ協定は世界の気温上昇を産業革命前から2度抑制を目標に、人為的温室効果ガス排出を今世紀後半に事実上ゼロにする全体目標をもつ。パリ協定は55ヶ国と、世界の温室効果ガス排出量の55%を占める国の批准で発効する。これまでに署名は180ヶ国、批准は27ヶ国（先進国はアメリカとノルウェー）、排出割合は39%となった。これまで多くの国が年内の批准を目指すとしており、年内にも上記要件を満たし、発効する可能性がある。日本の批准には国会承認が必要だが、いつ行うかの方針は未発表である。

公害・地球懇 活動日誌

7月

- 10日(日)◇参議院議員選挙公示(6月22日公示)
- 13日(水)◇JNEP常任幹事会
- 14日(木)◇東京都知事選挙告示
◇袖ヶ浦石炭火発建設に関する意見交換会
- 16日(土)◇都知事選挙＝
「公害・環境・市民の会」の活動開始
*鳥越さんを応援する市民の会発足
革新都政をつくる会の決起集会(19日)
宇都宮さんを囲む交流懇談会(20日)
- 20日(火)◇福島原発被害東京訴訟
- 21日(水)◇第41回公害総行動
「経済産業省継続交渉」
◇フクシマ現地調査実行委員会兼
勉強会(廃炉問題)
◇東京あおぞら連絡会理事会
- 22日(金)◇風の会運営委員会
*都知事選候補者に対する
東京公害患者会アンケートに関し
鳥越事務所を訪問・懇談
「新宿御苑宣伝アクション」(23日)
- 25日(月)◇公害総行動実行委員会事務局会議
- 26日(火)◇原発をなくす全国連絡会
「再エネ学習会」
- 27日(水)◇ノーモア・ミナマタ東京訴訟
*「新宿御苑宣伝アクション第二弾」
(29～30日)
- 31日(日)◇東京都知事選挙投票日
- 31日～8月1日◇全国公害患者の会連合会
定期大会(名古屋)

8月

- 6日(土)◇JNEP2016年度「第1回幹事会」
- 10日(水)◇福島原発被害さいたま訴訟
- 12日(金)◇環境公害セミナー参加要請オルグ
- 20日(土)◇TPPの国会批准を許さない！
キックオフ集会
- 23日(火)◇JNEP常任幹事会～政策委員会
- 26日(金)～28日(日)◇九州現地調査

発行 : 公害・地球環境問題懇談会
(公害・地球懇/JNEP)
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニーシティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-4938
FAX 03-3352-9476
郵便振替 : 00140-1-80892
URL : <http://www.jnep.jp/>

ネモやんの福島便り

第3回：「替え歌」第一号

「生業(なりわい)・福島原発訴訟」原告 根本 仁

東京電力福島第一原子力発電所の重大事故から5年半が過ぎました。事故原発から北西に65キロ離れた自宅でこの間に作った「替え歌」は11曲。第一号の歌は「除染小唄」。
私の住む町内会(22世帯)は毎年11月3日に町内の広場で薪をたき大鍋に肉と秋の実りを入れた芋煮会を催すのが40年来の習わしでした。それが2011年には出来なくなりました。例年のように土と草の上に敷いた敷物の上で芋煮を食べお酒を飲み交わすには、地面から放出される放射線量が高すぎました。やむなく芋煮会を近くの集会場を借りての「親睦会」に変更しました。この「親睦会」でお披露目し、皆で歌ったのが「除染小唄」でした。放射能汚染の罪深さと口惜しさを込めて。元歌は、静かな軍歌「麦と兵隊(昭和13年)」。

替え歌「除染小唄」2011年9月20日・作 / 作詞：南 呼人(よびと)(根本 仁)

* () 内の歌詞が元歌 / 作詞：藤田まさと 作曲：大村能章

一、

除染除染と 人みな進む 除染し良いか しにくいか 洒落たセリフも 浮かばぬが
(除州除州と 人馬は進む 除州い良いか 住みよいか 洒落た文句に 振り返りゃ)
何はともあれ 草を刈り 屋根を洗おうて 樋(とい) 掃除
(お国訛りの おけさ節 髭が微笑む 麦畑)

二、

友はふるさと 泣く泣く出てく 去れば我は 一人なり 済まぬ済まぬと 泣き濡れる
(戦友を背にして 道なき道を 行けば戦野は 夜の雨 済まぬ済まぬを 背中に聞けば)
友の手をとり 握りしめ 別れの宴(うたげ)の 通り雨
(馬鹿を言うなど また進む 兵の歩みの 頼もしさ)

三、(省略)

四、行けど進めど どこまで続く 放射能の 罪深さ 声を発して 堂々と
(行けど進めど 麦また麦の 波の深さよ 夜の寒さ 声を殺して 黙々と)
爪をといでは 肅々と 我らは進むよ 脱原発へ
(影を落して 肅々と 兵は除州へ 前線へ)

○町内会の「芋煮会」は、いまだに復活を果たしていない。



おくださがこ